

XI サービス管理責任者等の要件に関する注意点

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

平成 31 年度よりサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修の見直しがなされています。研修制度が見直されたことに伴い、令和元～3年度に研修を受講した方については、以下のとおり経過措置が適用されますが、経過措置期間経過後について人員欠如とならないよう注意が必要です。

【令和元～3年度に基礎研修を受講した方について】

- ◎ 基礎研修修了後3年間
実務要件を満たしている場合は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等としてみなすことができます。
- ◎ 基礎研修修了から3年経過後
実務要件を満たしていても、実践研修を受講していない場合、サービス管理責任者等としてそのまま配置しておくことはできません。

基礎研修修了後、3年以内に必ず実践研修を受講されますようお願いいたします。

☞ 詳しくは宮城県のホームページを参照

トップページ>分類から探す>健康・福祉>障がい者福祉>研修>

障害福祉サービス等に係る研修について>宮城県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

2 サービス提供責任者及び訪問系サービスの従業者要件に関する注意

① 居宅介護のサービス提供責任者

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取り扱いは暫定的なものであることから、これに該当するサービス提供責任者を配置している場合は、できる限り早期に、実務者研修を受講させるか、介護福祉士の資格を取得させる必要があります。

また、上記に該当するサービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合には、報酬を30%減算して請求する必要がありますので、ご注意ください。

② 同行援護のサービス提供責任者

同行援護従業者養成研修応用課程を未修了の者について、当該研修を修了したとみなす経過措置が平成30年4月に終了しているため、これに該当するサービス提供責任者を配置している場合は、人員配置の見直しが必要です。

③ 訪問系サービスの従業者要件について

厚生労働省では、従業者の要件とされている資格等のうち、以下について、廃止の検討を予定しています。従業者の資質向上に向け、介護福祉士等、必要な資格の取得をご検討ください。

【廃止の検討が予定されている従業者の要件】

- 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- 旧身体障害者居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧知的障害者居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
- 旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者
- 旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者